

柴田町告示第 8 5 号

柴田町農林業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 1 日

柴田町長 石 森 靖 明



柴田町農林業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

柴田町農林業振興事業費補助金交付要綱（平成 1 8 年柴田町告示第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 別記 1	別表 別記 2

別記 1（改正後）

別表（第 2 条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	事業実施主体	交付要件	補助額等
農業総務費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	農林作物鳥獣被害防止対策事業	イノシシ等の有害鳥獣被害防止のための防除施設（電気柵・防護柵及び附帯設備） <u>の整備に要する経費</u>	（略）	有害鳥獣防除のための施設 <u>の整備</u>	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農業振興費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	花き生産販売戦略対策事業	（略）	（略）	生産技術向上及び販売戦略に必要な <u>取組</u>	花き生産技術向上対策の 1 / 3 以内 低コスト・品質向上対策（消費税及び地方消費税を除く）事業費の 1 / 2 以内 新たな販売ツール（インターネット）の構築対策 事業費の 1 / 2 以内 新たな販売ツール（インターネット）の構築対策 <u>100,000 円</u> 特産品周

				知活動対 策 <u>30</u> <u>0,000</u> 円
農業施設再生支 援事業	農業施設（鉄骨 ハウス・パイプ ハウス・加温機） の再生（ <u>ビニー ルの張替え、カ ーテンの取替え 等</u> ）に必要な経 費	（略）	<u>農業施設（鉄骨 ハウス・パイプ ハウス・加温機） の再生に必要な 取組</u>	事業費（消費税 及び地方消費税 を除く）の1／ 4以内（限度額 <u>1,000,000</u> 円）
<u>農地集約化促進 事業</u>	<u>農地中間管理機 構を通じた農地 の集約化等の取 組を加速化させ るために要する 経費</u>	<u>農地中間管理機 構からの転貸又 は農地中間管理 機構からの農作 業受委託による 農地の集約化等 に取り組む地域 の団体、農家又 は法人</u>	<u>国事業補助採択</u>	<u>農地集積・集約 化対策事業実施 要綱（平成26 年2月6日付け 25経営第31 39号農林水産 事務次官依命通 知）別記2第5 の1の（3）、 （4）、2の （2）、（3）、3 の（2）及び（3） で定める額</u>
町地産地消協議 会事業	（略）	（略）	地産地消推進に 関する活動	（略）
農地利用効率化 等支援事業	地域が目指すべ き将来の集約化 に重点を置いた 農地利用の姿の 実現に向けて、 生産の効率化に 取り組む等の場 合に必要な農業 用機械・施設の 導入経費（事業 費 <u>500,000</u> 円以上）	<u>地域計画の目標 地図に位置付け られた者</u> 、地域 における継続的 な農地利用を図 る者として、町 長が認める者	（略）	融資残額のうち 事業費の3／1 0以内（上限額 <u>3,000,000</u> 円） ※先進的農業経 営確立支援タイ プ（スマート農 業、集約型農業 経営、グリーン 化）については、 個人 <u>10,000</u> <u>0,000円</u> 、法 人 <u>15,000,</u> <u>000円</u>

畜産業費	柴田町畜産振興 協議会事業	(略)	(略)	(略)	(略)
		受精卵移植（受 精卵移植・採卵 推進事業）に要 する経費	(略)	受精卵移植又は 採卵	受精卵移植 1 回の移植につ き、10,000 円 <u>受精卵採卵 事 業費の1／5以 内</u>
稲作総合対策 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業水利費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	多面的機能支払 交付金	(略)	(略)	農地・水・環境の 良好な保全と資 質向上を図る地 域共同の取組	<u>事業費の10／ 10以内</u>
	多面的機能支払 活動支援交付金	農地・水の <u>良好</u> な保全と資質向 上を図る地域共 同の取組に要す る経費	(略)	農地・水の良好 な保全と資質向 上を図る地域共 同の取組	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記 2（改正前）

別表（第 2 条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	事業実施主体	交付要件	補助額等
農業総務費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	農林作物鳥獣被害防止対策事業	イノシシ等の有害鳥獣被害防止のための防除施設（電気柵・防護柵及び附帯設備）	（略）	有害鳥獣防除のための施設	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農業振興費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	花き生産販売戦略対策事業	（略）	（略）	生産技術向上及び販売戦略に必要な 経費	花き生産技術向上対策販売戦略対策事業費の 1 / 3 以内 低コスト・品質向上対策（消費税及び地方消費税を除く） 差別化・ブランド化の確立及び新たな販売ツール（直売）の構築対策事業費の 1 / 2 以内 新たな販売ツール（インターネット）の構築対策 <u>1 0 0 千円</u> 特産品周知活動対策 <u>3 0 0 千円</u>

	農業施設再生支援事業	農業施設（鉄骨ハウス・パイプハウス・加温機）の再生に必要な経費	（略）	<u>ビニールの張替え、加温機の再生に必要な取組</u>	事業費（消費税及び地方消費税を除く）の1／4以内（ <u>補助金限度額1,000千円</u> ）
	<u>機構集積協力金事業</u>	<u>機構集積協力金等に必要な経費</u>	<u>農地所有者並びに各集落の中心となる経営体</u>	<u>機構集積協力金等に必要な経費</u>	<u>国 事業費（定額）の全額</u>
	町地産地消協議会事業	（略）	（略）	地産地消推進に関する活動費	（略）
	農地利用効率化等支援 <u>交付金</u> 事業	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に必要な農業用機械・施設の導入経費（事業費 <u>50万円</u> 以上）	<u>人、農地プランに位置付けられた中心経営体</u> 、地域における継続的な農地利用を図る者として、町長が認める者	（略）	融資残額のうち事業費の3／10以内（上限額 <u>300万円</u> ） ※先進的農業経営確立支援タイプ（スマート農業、集約型農業経営、グリーン化）については、個人 <u>1,000万円</u> 、法人 <u>1,500万円</u>
畜産業費	柴田町畜産振興協議会事業	（略）	（略）	（略）	（略）
		受精卵移植（受精卵移植・採卵推進事業）に要する経費		<u>受精卵移植に要する経費</u>	1回の移植につき、10,000円
		<u>受精卵移植（受精卵移植・採卵推進事業）に要する経費</u>		<u>受精卵の採卵に要する経費</u>	<u>事業費の1／5以内</u>
稲作総合対策費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>担い手育成</u>	<u>担い手育成土地利用調整推進事業</u>	<u>ほ場整備実施地区の農地流動化等に必要な経費</u>	<u>柴田町土地改良区</u>	<u>県事業補助採択</u>	<u>事業費の1／5以内</u>
農業水利費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	多面的機能支払交付金	（略）	（略）	農地・水・環境の良好な保全と資	<u>交付金の1／4以内</u>

				質向上を図る地域共同の取組に要する経費	
	多面的機能支払活動支援交付金	農地・水・ <u>良好</u> な保全と資質向上を図る地域共同の取組に要する経費	(略)	農地・水の良好な保全と資質向上を図る地域共同の取組に <u>要する経費</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、令和8年8月1日から施行する。